

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 第1項 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国及び県と連携し、全国一体となった取組を推進することが重要である。そのため、市は、「入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議」（以下、「市事前調整会議」という。）及び「入間市新型インフルエンザ等対策会議」（以下、「市対策会議」という。）を通じて、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### 第2項 所要の対応

###### (1) 市行動計画の見直し

市は、特措法第8条の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を見直していく。

###### (2) 実践的な訓練の実施

ア 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMAT や eMAT 等感染制御の支援等の訓練も検討する。

イ 県は、埼玉版 FEMA の訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一元的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。

### (3) 市行動計画の作成や体制整備・強化

ア 市は、市行動計画を国及び県の支援を活用しながら作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び平時から維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

ウ 市は、特措法の定めのほか市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。

エ 県は、埼玉版 FEMA の訓練を通じて、全庁での連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認をするとともに、感染症対応部門と危機管理部門等との連携強化や庁内の役割分担に関する調整を行う。

オ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。

カ 市は、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等について、国及び県の支援を活用しながら取り組む。

キ 市は、新型インフルエンザ等対策に必要な業務を行うにあたり、外部委託等を活用できるように、平時から対象業務や活用方法の整理に努める。

### (4) 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 市は、国、県及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、会議・訓練等の実施を通じ、平時からの情報共有、連携体制を確認する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市との連携、保健所間の連携も重要である。このため、市は県や関係機関と協力し、地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取組、準備を行う。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

ウ 市は、取組体制を整備・強化するため、市事前調整会議の枠組を通じて、初動体制の確立や発生に備えた対策の準備を進めるとともに、発生時に備えた庁内各部署の運営マニュアル等の策定のフォローアップを進める。

エ 市は、第1章実施体制、第3節対応期(1)ウ「職員の派遣、応援への対応」に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し着実な準備を進める。

オ 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。

## 第2節 初動期

### 第1項 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、国や県からの情報収集や指示等を踏まえて、必要に応じて市事前調整会議を開催し、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 第2項 所要の対応

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

ア 市は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合は、必要に応じて市事前調整会議を開催し、発生状況等の情報収集を実施するとともに、以降の市の対応方針等について協議する。

イ 市は、県との連絡体制を構築し、以降の連携を円滑に行うことができるようにする。

#### (2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、市は、市事前調整会議を開催し、直ちに庁内各部署間で情報共有を行う。

イ 市は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき国が政府対策本部を設置し、県が県対策本部を設置した場合は、必要に応じ、市対策会議を開催し、新型インフルエンザ等対策に係る以降の市の対応方針等について協議する。

ウ 市は、必要に応じ、第1章実施体制、第1節準備期、「市行動計画の作成や体制整備・強化」、「国及び地方公共団体等の連携の強化」を踏まえ、情報収集等の必要な業務を行うための人員を配置し、対応期に備える。

エ 市は、市民等の不安、疑問等に対応するため、迅速にコールセンター等の相談窓口を設置し、国及び県が発信する情報を入手し、市民へ情報提供を行う。

#### (3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源を確保し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 第1項 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、収束するまで途中の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）を踏まえ、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死亡者の極小化及び社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指す。

### 第2項 所要の対応

#### (1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、以下の実施体制を取る。

なお、入間市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、情報収集及びまん延防止等重点措置や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施するため、迅速に必要な人員体制を確保する。

#### 【本庁の組織】

##### ○入間市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条及び入間市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市長を本部長として市対策本部を設置する。

また、本部長が必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うように要請する。県はこれに応じるものとする。

- ・協議事項：新型インフルエンザ等に関する情報収集、整理等を行い、対処方針等を決定する。
- ・委員構成：本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：消防署長・各部長
- ・本部長が設置する部：本部長が別に指名する部員により構成する。

### ○入間市新型インフルエンザ等対策会議

- ・協議事項：市対策本部による対策の決定等を円滑に行うため、新型インフルエンザ等に関する情報収集、整理等を行い、対策案及び対処方法等の検討等を行うための体制として設置する。
- ・委員構成：議長：市長、副議長：副市長・教育長、構成員：各部長等

### ○入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議

- ・協議事項：関係各部課による情報交換、連絡調整を行う。
- ・委員構成：議長：副市長、構成員：関係部長・次長・課長等

## ア 対策の実施体制

- (a) 市は、県や保健所と感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活・地域経済活動に関する情報等を情報収集し継続的に共有する。

また、市は、国が発出する基本的対処方針及び県行動計画に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施するとともに、引き続き県や保健所、入間地区医師会等の専門家との意見交換等を通じて、感染症有事が市民生活及び地域経済に与える影響について、情報収集するとともに対策の検討を行う。

- (b) 市は、市対策本部を中心として、県及び保健所と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を構築する。また、必要な情報を国及び県から収集し、地域の実情に応じた対策を実施する。
- (c) 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、勤務体制の見直し、応援体制の確保、その他必要な対策を講ずる。

## イ 県による総合調整

- (a) 県は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、県及び市並びに指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。
- (b) 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- (c) 県は、医療提供体制の状況等に鑑みて必要があると認めるときは、速やかに入院調整本部を設置し、県内の新型インフルエンザ等患者の入院調整を行うとともに、特に医療機関間での入院調整が困難な重症者等については、救急医療に知見を有する医師を重症支援コーディネーターとして任命する等、円滑な入院調整を実施する。

#### ウ 職員の派遣、応援への対応

(a) 市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合においては、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。県はこれに対応する。

(b) 市は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認められる場合、県に対して応援を求めることができる。

#### エ 必要な財政上の措置

市は、国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源確保を通じて必要な対策を実施する。

### (2) 緊急事態措置への対応について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置する。市対策本部長は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県対策本部長に対して緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

### (3) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 第1項 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、市は、県が県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進めることに協力する。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上に適宜、協力をする。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反

応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

## 第2項 所要の対応

### (1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生前から、市による情報提供・共有が有用な情報源であることに関し、次に掲げる取り組みをとおして、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

#### ア 感染症に関する情報提供・共有

市は、新型コロナの取組を風化させることのないよう、平時から国及び県から発信される情報を収集し、国及び県と連携しながら感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校等においては、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

#### イ 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

#### ウ 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

### (2) 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

#### ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

(a) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、市公式ホームページ、広報誌、SNS、その他の媒体を活用して、市民等へわかりやすい情報提供と共有を

図る。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

- (b) 市として一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理する。
- (c) 市は、新型インフルエンザ等発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、県と連携して、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- (d) 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、国が示す公表基準及び県の方針を踏まえて、関係法令等の解釈や運用の周知を図る。

#### イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (a) 市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- (b) 市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。また、住民ニーズに応じた相談体制を構築するための準備を行う。
- (c) 県は、県民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

## 第2節 初動期

### 第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

対応にあたっては、準備期に引き続き、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

## 第2項 所要の対応

市は、県がその時点で把握している国内外の科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

### (1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発信するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、初動期以降においては、特に市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報について、迅速に市民に情報提供・共有する。

イ 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、市及び指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

ウ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

エ 県は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、市における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、国が示す公表基準を踏まえ、関係法令等の解釈や運用の周知を図る。

### (2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、準備期に引き続き、次のとおり双方向のコミュニケーションを実施する。

ア 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等や国及び県、関係機関から寄せられる情報も踏まえて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

イ 市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した県及び市町村向けの Q&A 等を活用し、相談窓口やウェブサイトを整備する。また、コ

ールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等に反映する。

ウ 市は、Q&A等有益な情報を収集し、オンライン等を通じて提供するとともに、相談体制を構築する。

### (3) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、国及び県が発信する情報を整理し、SNS等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

## 第3節 対応期

### 第1項 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

対応にあたっては、準備期に引き続き、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 第2項 所要の対応

市は、県がその時点で把握している科学的知見等に基づき決定した対策等について、関係機関や市民等に対して適切に情報提供・共有できるように努める。また、

市は、県が発信する情報の周知を図るとともに、市民からの意見・要望を県に提供し、円滑なリスクコミュニケーションの推進に努める。

## (1) 基本的方針

### ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(a) 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報については、引き続き市民に情報提供・共有する。

(b) 県は、県民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、市、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。

(c) 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

(d) 県は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、市等における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、国が示す公表基準を踏まえ、関係法令等の解釈や運用の周知を図る。

### イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、準備期に引き続き、次のとおり双方向のコミュニケーションを実施する。

(a) 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等や国及び県、関係機関から寄せられる情報も踏まえて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(b) 市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した県及び市町村向けの Q&A 等を活用し、相談窓口やウェブサイトを整備する。

また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

(c) 市は、県の要請に基づき、Q&A 等有益な情報を収集し、オンライン等を通じて提供するとともに、相談体制を構築する。

#### ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市及び NP0 等の各種相談窓口に関する情報を市民等に周知する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、国及び県が発信する情報を整理し、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発等を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 第1項 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

#### 第2項 所要の対応

##### (1) 対策の実施に係る参考指標等の検討

市は、感染症有事において、まん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータを用いる。

##### (2) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

ア 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、国及び県から入手した情報に基づき、周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには、市民一

人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解の促進を図る。

イ 市は、換気、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及に加え、テレワーク、オンライン会議等の活用について周知、啓発を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うなどの感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図る。

ウ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等発生時に個人や事業者を対象に実施される可能性のあるまん延防止対策について理解の促進を図る。

エ 公共交通機関は、旅客の輸送・運送を担うことから指定地方公共機関等となるものであり、適切な輸送・運送を行う観点から、感染症有事には、新型インフルエンザ等の症状のある者等の乗車自粛、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等を行うことが考えられる。

このため、県は、その輸送・運送における留意点について、国の調査研究の結果を踏まえ、指定地方公共機関に周知する。

## 第2節 初動期

### 第1項 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

### 第2項 所要の対応

#### 市内でのまん延防止対策の準備

市は、新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 第1項 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、国や県の専門家会議における議論を踏まえて、緊急事態措置をはじめとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。さらに、県が実施する検査体制の充実と疫学調査等を通じたクラスター対策により、市内の感染拡大のスピードを抑制し、医療体制の充実と社会・経済活動の両立を目指す。

### 第2項 所要の対応

#### (1) まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国及び県が行う、情報分析やリスク評価等に基づき、市内の状況に応じた適切なまん延防止対策を講ずる。

特に対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動による対応と市民の行動抑制を通じて感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせる。

#### ア 患者や濃厚接触者への対応

市は、県等が国と連携し実施する感染症法に基づく、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）に対応し、県等と連携しながら、患者及び濃厚接触者への必要な支援や市民への周知を行う。

#### イ 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請

##### (a) 外出等に係る要請

市は、国及び県が発信する要請に基づき、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や移動を控えるように要請する。

##### (b) 基本的な感染対策に係る要請

市は、県の要請を受けて、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みを避けること等の感染対策の取組の徹底について協力を要請する。

#### ウ 事業者や学校等に対する要請等

##### (a) 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じ、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。

市は、市が設置する学校、保育所及び公共施設について、必要に応じて利用制限や休止等の措置を講ずる。

(b) まん延の防止のための措置

市は、必要に応じ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(c) 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染力、遺伝子型等）等を踏まえ、必要に応じ、市内の学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を、地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校・保育施設等に要請する。

なお、県は、学校の設置者等が行う臨時休業等について、専門家会議における議論を通じ、県対策本部において決定し、ワンボイスで情報提供・共有する。

(2) 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

ア 発生の初期段階

市は、感染症指定医療機関等の医療資源が限られていることや、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であることを踏まえ、市内において人と人との接触機会を減らすなどの対策を講ずる。必要に応じて市内の公共施設やイベント等における感染防止策を強化し、医療のひっ迫を回避するための対策を講ずる。

県は、必要に応じ、国に対し、まん延防止等重点措置の公示や緊急事態宣言を要請することについて検討することを含め、まん延防止の対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

国が示す病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づく対応の考え方は、以下のとおりである。

市は、国や JIHS が示す病原体の性状（病原性・感染力・遺伝子型等）、臨床像に関する情報等に基づき行う分析・リスク評価に基づく、県の対応を受けて、感染拡大防止対策を適切に実施する。

(a) 病原性及び感染力がいずれも高い場合

り患した際の重症化等のリスクが非常に高く、また感染力の高さから、感染者数の増加に伴って医療のひっ迫につながり、大多数の市民の生命や健康に影響を与えるおそれがある場合には、市は、県の方針に基づき、強度の高いまん延防止対策を講じ、市民や事業者に対し感染拡大防止への協力を要請する。

(b) 病原性が高く、感染力が低い場合

り患した際の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大の早さが比較的緩やかである場合は、市は、県の方針に従い、患者及び濃厚接触者等への対応を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

(c) 病原性が高くなく、感染力が高い場合

り患した際のリスクは比較的低いが、感染拡大が早い場合は、市内における宿泊療養・自宅療養体制の確保や医療機関との役割分担の見直しに協力する。また、市は、更なる感染拡大防止を市民等に対し協力を呼び掛けるとともに、必要に応じ公共施設等の利用制限や行事の中止・縮小を検討する。

(d) こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等、特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、こどもや高齢者、基礎疾患を有する者等に対する重点的な感染対策を講ずる。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、市は、強度の低いまん延防止対策を実施し、特措法によらない基本的な感染症対策への円滑な移行を図る。

ただし、病原体の変異等により新たなリスクが生じた場合には、県の要請に基づき必要な対策を講ずる。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

(3) まん延防止等重点措置の公示・緊急事態宣言の検討等

市における感染拡大防止の取組に際して、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の実施に係る対応は以下のとおりとする。

ア 県への情報提供・協力

市は、感染状況や医療提供体制の状況等について情報を収集し、県に報告するとともに、県が行うリスク評価や国への要請検討を支援する。

イ 県の要請に基づく対応

県が国に対し、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言を要請した場合には、本市はその内容を踏まえ、対象となる地域・施設・事業者等への周知や必要な措置を速やかに実施する。

ウ 市民生活・社会経済活動への配慮

市は、県の方針に基づき措置を講ずる際には、市民に混乱が生じないように、分かりやすい情報提供に努めるとともに、市民生活や社会経済活動への影響を最小限とするよう配慮する。